

社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証明する書類の提示が必要です。

領収書などが手元にない人には、各担当課で証明書を発行します。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参してください。

※年金天引きされた税・保険料については、証明書を発行できません。年金の源泉徴収票で確認してください

■問い合わせ

【国民健康保険税】 税務課 ☎ 64・6004
 【後期高齢者医療保険料】 市民福祉課 ☎ 64・6018
 【介護保険料】 高齢・障がい者元気支援課 ☎ 64・6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」の添付が必要です。

控除証明書は、平成 29 年 11 月上旬に対象者に送付されています。同年 10 月 1 日以降 12 月 31 日までに、その年初めて納めた人については、2 月に送付される予定です。

※市役所で証明書の発行はできません

■問い合わせ

日本年金機構敦賀年金事務所
 ☎ 0770・23・9902



市県民税から住宅ローン控除

平成 21 年から 29 年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市県民税から控除できます。

この制度の適用を受けるためには、確定申告または年末

調整(初年度については税務署での確定申告)が必要になります。

※平成 19・20 年の入居者は所得税のみの対象となります
 ※控除期間が経過した場合は、対象となりません

医療費控除の提出書類の簡略化

医療費の領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。

※平成 31 年分の確定申告(平成 32 年度分の市県民税申告)までは、領収書の添付または提示によることもできます

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます

- ・被保険者などの氏名
- ・療養を受けた年月
- ・診療を受けた人
- ・療養を受けた病院など
- ・被保険者などが支払った医療費の額
- ・保険者などの名称

セルフメディケーション税制の申告について

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の申告が可能になりました。

健康の増進および疾病の予防のために「一定の取組」を行った人が、スイッチ OTC 医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合、購入金額が 1 万 2000 円を超える額について、総所得金額等から控除する(上限 8 万 8000 円)税制です。



※一部の対象医薬品のパッケージには左記の認識マークが掲載されています

■注意事項

- ・通常の医療費控除とどちらか一方を選択して適用されます
- ・一度選択をすると、修正申告等で通常の医療費控除に変更することはできません
- ・「一定の取組」にかかる費用は控除の対象外です

■申告に必要な書類

●セルフメディケーション税制の明細書

領収書の添付は不要です。ただし、確定申告期限等から 5 年間は領収書の提示または提出が求められることがあります
 ※平成 31 年分の確定申告までは、領収書の添付または提示によることもできます

●「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類

- ・インフルエンザ予防接種の領収書または予防接種済証
- ・市のがん検診の領収書または結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の領収書または結果通知表 など

※氏名、取り組みを行った年、保険者名や医療機関名などの記載があるものに限りです

※結果通知表は結果部分を黒塗りまたは切り取りなどをした写しの提出で差し支えありません

確定申告はお早めに！

平成 30 年度の市県民税、平成 29 年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。必ず期限内の申告をお願いします。

受付期間 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木) (土日を除く) 9 時～12 時、13 時～16 時
 問い合わせ 【市県民税】税務課 ☎ 64・6004 【所得税】小浜税務署 ☎ 52・1008

スケジュール

【市役所 4 階大会議室(大手町)会場】

受付期間	対象地区・区
2 月 16 日(金) 22 日(木)	小浜(清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉)、西津(小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷)、内外海(仏谷/堅海/泊/田島を除く)、国富、宮川
2 月 23 日(金) 3 月 1 日(木)	小浜(玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜(南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永、遠敷、今富
3 月 2 日(金) 8 日(木)	小浜(竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山)、雲浜(千種/大手町/四谷町/一番町)、内外海(仏谷/堅海/泊/田島)、口名田、中名田、加斗
3 月 9 日(金) 15 日(木)	小浜(鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井)、雲浜(城内/雲浜/山手/水取)、西津(堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西)

【JA 若狭本店(遠敷)会場】

受付日	対象地区
2 月 16 日(金)	小浜、雲浜、西津、内外海
2 月 19 日(月)	松永、宮川
2 月 21 日(水)	国富
2 月 22 日(木)	遠敷
2 月 23 日(金)	今富
3 月 1 日(木)	口名田、中名田
3 月 2 日(金)	加斗

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間・期日にお越しください

※営業所得、事業所得、農業所得、不動産所得のある人については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が、市県民税または所得税の確定申告をした場合は、申告が優先されます。そのため、確定申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除も申告してください

※青色申告、譲渡所得等(株式、不動産)、雑損控除、平成 29 年新増築分の住宅ローン控除(1 年目)を申告する場合は、税務署での申告・相談をお願いします

申告にはマイナンバーが必要です！！

社会保障・税番号(マイナンバー)制度導入により、申告手続きには、申告書等に申告者本人と扶養親族等のマイナンバーの記載と、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーの記載について

確定申告書等の提出の際には、申告者本人と対象となる控除対象配偶者等(控除対象配偶者・扶養親族・事業従事者)のマイナンバーが分かるものを必ず持参してください。

本人確認書類の提示または写しの添付について

申告会場で申告者本人または代理人が申告される場合は、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカードを持っている人⇒マイナンバーカード
 ※マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能

◆マイナンバーカードを持っていない人⇒次の 2 点が必要

番号確認書類	身元確認書類
本人のマイナンバーを確認できる書類	記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
・マイナンバー通知カード ・マイナンバーの記載がある住民票の写し などのうちいずれか 1 つ	+ ・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート ・在留カード ・身体障害者手帳 などのうちいずれか 1 つ